

東アフリカ（ケニア・ウガンダ・タンザニア）Blue Book 概要

1、国別行動計画

(1) ケニア

	行動計画	現状 / 必要性
1	投資促進法（Investment Promotion Act）における外国投資規制の緩和	現行の「投資促進法」においては、新規外国投資は、最低投資額を 50 万ドルとし、かつケニア投資庁の国益に関する審査を受けることが義務付けられており、事実上の外資規制となっている。
2	外国人の就労ビザ取得に係るプロセスの見直し	現行の「移民法」では、外国人の就労ビザは「当該外国人の雇用がケニアの利益になる」ものと認められることを条件に交付されているが、明確なガイドラインが存在しない。
3	ケニア歳入庁による付加価値税（VAT）の還付期限の設定およびペナルティの支払い	ケニア歳入庁の VAT 還付に充当する財源の不足および職印の事務処理能力の遅さに起因し、外国企業への VAT 還付が遅延している。
4	外国投資家による農地取引申請に係るガイドラインの導入	現行の「土地管理法」では、外国企業は大統領承認を得れば、例外的に農地取引を行えるとされているが、明確なガイドラインがない。
5	既存投資家に対するケニア投資庁の包括的なアフターケアサービス体制の整備	既存投資家は新規投資の源泉であるにも拘らず、ケニアにおいては、既存投資家に対する包括的なアフターケア・サービス（操業後の支援、問題解決協力等）が提供されていない。
6	中小企業とのビジネス・リンクージ・プロジェクトに対する大企業の参加（外国企業最低 10 社）	ビジネス・リンクージ・プロジェクトは、中小企業の競争力を強化し、雇用を創出すると共に、外国企業にとっても、自らのニーズに関する情報を地元企業に提供することにより、コスト削減効果も有するが、ケニアにおいては実施されていない。

7	国内製造業に対するベンチマークの導入	ケニアの製造業は、インド・中国等他国の製造業との比較において、生産性を向上させる必要があるにも拘らず、自らの成果を適切に評価するベンチマークが導入されていない。
---	--------------------	--

(2) ウガンダ

	行動計画	現状 / 必要性
1	投資・非課税特区法案 (Investment and Free Zones Bill) の導入	同法案は、ウガンダ投資庁により管理されている制度的枠組みを強化すると共に、特区の開発等について規定するものであり、ウガンダの投資促進に重要な役割を果たすと見られるため、官民投資評議会においても早期導入が求められている。
2	主要 14 商業法案の国会提出	ウガンダにおいては、主要 14 の商業法案 (抵当権法案・商標法案等) の見通しが行われており、法律改正委員会が法案作成に当たっているが、未だ内閣に提出され、国会において審議されたものはない。
3	投資家の事業用地取得の促進	ウガンダにおいては、大半の土地が慣習で領有されており、所有権の取得が難しいこと等から、土地登記制度があまり整備されていない。
4	発電機輸入に係る VAT の免除	今年に入って長期的干ばつが続いていること等から、急激に電力不足が生じている。このため、緊急避難的に発電機の輸入に係る VAT を免除し、この輸入を促進する必要がある (輸入関税については、既に免税) 。
5	最も比較優位を有する産業育成のための戦略作り	ウガンダにおいては、民間投資を重視し、これを促進する戦略はあるが、その中に比較優位産業を選定し、そこに投資を呼び込むことにより競争力を強化する戦略がない。
6	中小企業とのビジネス・リンクエージ・プロジェクトに対する大企業の参加 (外国企業最低 10 社)	ビジネス・リンクエージ・プロジェクトは、中小企業の競争力を強化し、雇用を創出する。また、外国企業にとっても、自らのニーズに関する情報を地元企業に提供することにより、コスト削減する効果も有するが、ウガンダにおいては実施されていない。

7	外国投資関係機関に対する「チーム・ウガンダ」構想の実施	外国投資家に対するサービスの質を向上させるためには、個々の関係省庁の顧客サービス憲章はもとより、各機関間でサービスの相互依存性が高まる中で、関係省庁・機関に横断的な顧客サービス憲章も作成する必要がある（チーム・ウガンダ構想）。ウガンダでは、前者も十分に整備されていない。
8	主要投資国との間での投資保護協定・二重課税防止条約の締結	ウガンダは、英国をはじめ3カ国と投資保護協定を、また同様に5カ国と二重課税防止条約を締結済みであるが、全ての主要投資国と締結すべき。

(3) タンザニア

	行動計画	現状 / 必要性
1	商事裁判審理の迅速化に向けた司法機関の訴訟審理機能向上	タンザニアでは、商事裁判の制度が十分に機能しておらず、審理に時間が要する（刑事訴訟が優先され、商事訴訟は後回しにされる）。
2	許認可・監督機関の業績評価制度の整備	許認可・監督機関は、許認可手数料および課徴金を収入としているため、不要規制や不合理な規制を設ける傾向にある。これは、提供するサービスによる業績評価基準がないため、前述収入に基づいてのみ業績を評価していることによるもの。
3	税務当局の透明性強化	タンザニア歳入庁の組織強化を通して透明性を向上させる必要がある。
4	農業および農産加工業の育成戦略の策定	タンザニア経済の基礎（国政の50%、輸出の75%、雇用の80%等）を形成している農業部門への投資奨励策については、これまで数多く提言されてきているが、投資を誘致すべき農業・農業加工業等を育成するための明確な戦略が提示されていない。
5	タンザニア国家ビジネス評議会（TNBC）にて合意された投資環境整備に係る施策の実施状況のモニタリング強化	TNBCにて合意された投資環境整備に係る施策の実施状況を明確に評価する基準・指標がなく、また責任の所在も明確でないため、モニタリングが有効に機能していない。

6	課税不服申立法の改正	不服申し立てを行うものは、歳入庁の決定が下される前に総課税額の3分の1若しくは総課税額から不服申し立ての対象課税額を引いた課税額、何れが多い方を預託しなければならず、企業のキャッシュフローを圧迫する等の要因となっている。
---	------------	--

2、共通行動計画（EAC 関連）

	行動計画	現状 / 必要性
1	EAC3 カ国の二重課税防止条約の施行	EAC3 ケ国による二重課税防止条約の内、ウガンダとタンザニア間の条約については、1997年4月に調印されたが、タンザニアの批准手続きの遅れから、未だ施行されていない（ケニアとタンザニア間の条約についてのみ施行済み）。
2	EAC3 カ国の共通商用ビザの発行	商用ビザについては EAC3 カ国個別に取得することになっているため、ビジネス・コストがかさみ、非効率。